

修士（経済学）
修士（経営学）
修士（哲学）
修士（美術史学）
修士（史学）
修士（日本語日本文学）
修士（英語英米文学）
修士（ドイツ語ドイツ文学）
修士（フランス文学）
修士（心理學）
修士（臨床心理學）
修士（アーカイブズ学）
修士（表象文化学）
修士（理學）

4 博士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

博士（法学）
博士（政治学）
博士（経済学）
博士（経営学）
博士（哲学）
博士（美術史学）
博士（史学）
博士（日本語日本文学）
博士（英語英米文学）
博士（ドイツ語ドイツ文学）
博士（フランス文学）
博士（心理學）
博士（アーカイブズ学）
博士（表象文化学）
博士（理學）
(細則)

第3条 本学において授与する学位について必要な事項については、本規程に定める規定のほか各研究科の定めるところによる。

第2章 学士

(学士の学位)

第4条 本学の各学部において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(学位授与の時期)

第5条 学士の学位授与の時期は、3月とする。

第3章 修士

(修士の学位)

第6条 本学大学院の博士前期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第7条 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士の学位論文等」という。）は、学位申請書を添え、指導教授（研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。以下同じ。）を経て当該研究科委員長に提出する。

2 修士の学位論文等の提出は在学中でなければならない。

(修士の学位論文等)

第8条 修士の学位論文等は主論文一篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 修士の学位論文等に使用する言語は各研究科委員会において定める。

(審査委員)

第9条 修士の学位論文等の審査委員は、次の各号に定める者とする。

一 指導教授

二 修士の学位論文の審査においては、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授2名以上。ただし、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができます。

三 特定の課題についての研究の成果の審査においては、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授1名以上。ただし、2名以上とした場合、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができます。

2 修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のため必要があると認めたときは、指導教授以外の教授を主査とすることができます。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査及び試験)

第10条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

2 修士の学位論文等の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

一 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性

二 課題を追求する上での方法論の適切性

三 研究方法及び調査方法の妥当性

四 結論の妥当性

五 研究の独創性と研究分野への貢献

3 試験は修士の学位論文等を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。ただし、学位論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験を省くこ